住民票・保険・医療・税に関する手続き

A 世帯主変更

手続きの説明

お亡くなりになった方が世帯主で、世帯主以外にその世帯に二人以上の世帯員がいらっしゃる場合は、世帯主変更の届をお出しください。

申請書等
- 住民異動届（異動事由：世帯主変更）

持ち物
- 届出人の本人確認書類
- 委任状（届出人が故人と別世帯の場合）

受付窓口
- 戸籍住民課　1階　6番窓口
- 蒲田東を除く特別出張所（区内17か所）

期　限
- お亡くなりになった日から14日以内

〈問い合わせ先〉
戸籍住民課戸籍住民担当　☎03−5744−1185

B 印鑑登録証の破棄

手続きの説明

死亡届が出されて住民票が削除されると印鑑登録も自動的に廃止になります。印鑑登録証はハサミで裁断し破棄してください。

申請書等
- なし

持ち物
-

受付窓口
-

期　限
-

〈問い合わせ先〉
戸籍住民課戸籍住民担当　☎03−5744−1185

C マイナンバーカードの返納

手続きの説明

返納義務はありません。お亡くなりになった方の生命保険の手続き等でマイナンバーが必要になる場合がありますので、返納される場合は手続きが終了した後に窓口にお持ちください。

申請書等
- マイナンバーカードの返納届

持ち物
- 故人のマイナンバーカードの返納届

受付窓口
- 蒲田東を除く特別出張所（区内17か所）

期　限
- なし

〈問い合わせ先〉
戸籍住民課戸籍住民担当　☎03−5744−1185

こどもと家庭に関する相談窓口

こどもと家庭に関するあらゆる相談に応じています。

18歳未満のお子さんとその家族に関することなど、何でもご相談ください。

保健や福祉など専門の職員がご相談をお受けします。

- 匿名の相談もお受けします。
- お子さんからのご相談もお受けいたします。
- おおたこども家庭センターに来所でご相談される際は、事前にご連絡ください。
- 地域庁舎（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）のこども家庭センターでは、妊産婦の方を含むこどもと家庭に関するご相談をお受けします。

問い合わせ先：おおたこども家庭センター　☎5753-7830
大田区大森西二丁目3番22号

大森こども家庭センター　☎6423-0842
調布こども家庭センター　☎6425-7566
蒲田こども家庭センター　☎6424-5522
糀谷・羽田こども家庭センター　☎6423-8866

A 国民健康保険資格確認書の返還及び世帯主の変更

手続きの説明

国民健康保険にご加入の方がお亡くなりになった場合は、資格確認書を国保年金課国保資格係もしくはお近くの蒲田東を除く特別出張所（区内17か所）にご返還ください。

お亡くなりになった方が世帯主で、世帯主の変更があった場合はご家族の資格確認書の書き換えが必要ですので、これまでお使いの資格確認書をお持ちのうえ窓口にお越しください。

申請書等

- 国民健康保険資格確認書交付申請書

持ち物

- これまでお使いの資格確認書
- 窓口に来られる方の顔写真付き本人確認書類
- 委任状（同一世帯員以外の方が届出する場合）

受付窓口

- 国保年金課　4階　11番窓口
- 蒲田東を除く特別出張所（区内17か所）

期　限

- 世帯主変更の届出後速やかに

〈問い合わせ先〉
国保年金課国保資格係　☎03−5744−1210

B 国民健康保険葬祭費の支給

手続きの説明

国民健康保険にご加入の方がお亡くなりになった場合は、葬儀を行った方に、葬祭費が支給されます。（社会保険から国民健康保険に切り替わった場合は、原則3ヶ月以上加入。申請が必要です。）

詳しくは下記にお問い合わせください。

申請書等

- 国民健康保険葬祭費支給申請書・請求書

持ち物

- 葬儀費用の領収書（支払った方と故人の氏名が書かれているもの）
- 申請人の方の印鑑（スタンプ印は不可）
- 申請人の方の口座が分かるもの
- 窓口に来られる方の本人確認書類（郵送申請の場合は不要）

受付窓口

- 国保年金課　4階　12番窓口
  ＊特別出張所では取り扱っていません。
- 郵送でも受け付けています、申請書は区HPからダウンロードできます。

くわしくはこちら→

期　限

- 葬儀を執り行った日の翌日から2年以内

〈問い合わせ先〉
国保年金課国保給付係　☎03−5744−1211

C 国民健康保険料の納付

手続きの説明

お亡くなりになった方が、大田区国民健康保険加入世帯の世帯主だった場合で保険料に未納がある場合は、相続人の方に納付義務が生じます。詳しくは、国保年金課国保料収納担当までお問い合わせください。

申請書等

- なし

持ち物

- 窓口に来られる方の本人確認書類
- 相続人であることが分かる書類

受付窓口

- 国保年金課　4階　13番窓口

期　限

- 未納期間がある場合は、できるだけ早めにご連絡ください。

〈問い合わせ先〉
国保年金課国保料収納担当　☎03−5744−1697

ひとり親家庭支援

- 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金
- 母子生活支援施設
- 東京都母子及び父子福祉資金

問い合わせ先：各生活福祉課
（大　森）　☎03-5843-1028
（調　布）　☎03-3726-5551
（蒲　田）　☎03-6715-8800
（糀谷・羽田）☎03-3741-6521

- ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業

問い合わせ先：子育ち支援課
子育ち支援担当（児童育成）
☎ 03-5744-1274

このマークがある項目には各自ご記入ください

A 後期高齢者医療資格確認書の返還

手続きの説明

後期高齢者医療制度にご加入の方がお亡くなりになった場合は、資格確認書を国保年金課後期高齢者医療担当もしくはお近くの蒲田東を除く特別出張所（区内17か所）にご返還ください。

申請書等
- なし

持ち物
- 後期高齢者医療資格確認書

受付窓口
- 国保年金課　4階　25番窓口または
  蒲田東を除く特別出張所（区内17か所）

期　限
- 各種手続きにおける資格確認書のご使用が終了し、不要となりましたらご返還ください。葬祭費の申請手続きと一緒にご返還いただいても結構です。

〈問い合わせ先〉
国保年金課後期高齢者医療資格担当　☎03−5744−1608

B 後期高齢者医療制度葬祭費の支給

手続きの説明

後期高齢者医療制度にご加入の方がお亡くなりになった場合は、葬儀費用を支払った方に、葬祭費が支給されます。詳しくは、下記にお問い合わせください。

申請書等
- 後期高齢者医療葬祭費支給申請書・請求書

持ち物
- 葬儀費用の領収書（支払った方と故人の氏名が書かれているもの）
- 申請者の口座が分かるもの（通帳・キャッシュカード等）
- 申請者の本人確認書類
  代理の方が来庁される場合は、代理の方の本人確認書類も必要となります。

受付窓口
- 国保年金課　4階　25番窓口
  ＊特別出張所では取り扱っていません。

期　限
- 葬儀を執り行った日の翌日から2年以内

〈問い合わせ先〉
国保年金課後期高齢者医療給付担当　☎03−5744−1254

C 後期高齢者医療保険料の納付

手続きの説明

お亡くなりになった方が、後期高齢者医療加入者だった場合で保険料に未納がある場合は、相続人の方に納付義務が生じます。詳しくは、下記にお問い合わせください。

申請書等
- なし

持ち物
- 窓口に来られる方の本人確認書類
- 相続人であることが分かる書類

受付窓口
- 国保年金課　4階　25番窓口

期　限
- 未納期間がある場合は、できるだけ早めにご連絡ください。

〈問い合わせ先〉
国保年金課後期高齢者医療収納担当　☎03−5744−1647

D 公害医療手帳の返還等

手続きの説明

公害医療手帳をお持ちの方がお亡くなりになった場合は、手帳を健康医療政策課公害保健担当にご返還いただくとともに死亡のお届けが別途必要になります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

申請書等
- 死亡届（公害医療手帳返還届）

持ち物
- 公害医療手帳
- 印鑑
- 死亡診断書

受付窓口
- 健康医療政策課　6階　11番窓口

期　限
- 戸籍の死亡届を出された後、お早めにお届けください。

〈問い合わせ先〉
健康医療政策課公害保健担当　☎03−5744−1246

A 介護保険被保険者証等の返還

手続きの説明

介護保険被保険者証、負担割合証（お持ちの方のみ）、負担限度額認定証（お持ちの方のみ）の返還

申請書等
- なし

持ち物
- 介護保険被保険者証、負担割合証（お持ちの方のみ）、負担限度額認定証（お持ちの方のみ）

受付窓口
- 介護保険課　3階　13番窓口
  蒲田東を除く特別出張所（区内17か所）
- 故人が介護サービスを受けていた場合は、担当ケアマネジャーにもご連絡ください。

期　限
- 各種手続きにおける被保険者証等のご使用が終了し、不要となりましたらご返還ください。

その他
- 介護サービスを受けていて高額介護サービス費を受給中の方は、給付担当（03-5744-1622）までご連絡ください。

〈問い合わせ先〉
介護保険課資格・保険料担当　☎03−5744−1491

B 介護保険料の納付

手続きの説明

資格喪失に伴う変更通知をお送りいたします。未納または還付がある場合別途通知等が送られます。亡くなられた方の住所以外に送付希望の場合は、お問い合わせください。

①還付

申請書等
- 還付口座登録届書（還付通知書に同封）

持ち物
- 郵送にて申請

期　限
- 還付通知書発付日から2年間

②納付

申請書等
- なし

持ち物
- 納付書がない場合は、来庁される方の本人確認書類及び故人の本人確認書類

期　限
- お早めにご納付ください。

〈問い合わせ先〉
介護保険課収納担当　☎03−5744−1492

老いじたくに関すること ❶

大切な人が亡くなり、財産やご自身の将来についてご不安に思われているのではないでしょうか。
区では、遺言・相続・不動産・家族のこと等、年齢を重ねるにつれて多くの人が不安に思うことについて、幅広くご相談いただけるよう、老いじたく相談を開催しています。将来への備えやご自分の気持ちを一緒に整理してみませんか。詳細は下記までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉福祉管理課調整担当　☎03-5744-1244

老いじたくについては、大田区社会福祉協議会のおおた成年後見センターと連携して取り組んでいます。大田区社会福祉協議会では、ご自身やご家族の判断能力が低下したときの相談など、成年後見制度の利用に関する各種相談にも応じています。

また、弁護士、公証人、司法書士による無料法律相談（予約制）を右記のとおり開催していますので、併せてご利用ください。

内　容	日　時	相談時間	相談員
日常生活上の法律に関する相談	第1～第4火曜日 午前10時～正午	40分	弁護士
公正証書であんしん生活相談	第3木曜日 午前10時～正午	30分	公証人
成年後見に関する専門相談	第1・2・4木曜日 午前10時～正午	1時間	司法書士

〈予約・問い合わせ先〉大田区社会福祉協議会おおた成年後見センター　☎03-3736-2022
大田区西蒲田七丁目49番2号　大田区社会福祉センター5階（移転前）
※大田区社会福祉センター工事のため、令和9年度中に移転予定

※❷自筆証書遺言書保管制度（P12）、❸遺言書の検認手続き（P12）、❹住宅・空家相談窓口（P17）も併せてご覧ください。

A 住民税（特別区民税・都民税）の納税通知書の送付

手続きの説明

住民税は、1月1日に住民登録がある方に課税されます。そのため、1月2日以降に亡くなられた場合でも納税する必要があります。納税義務者が亡くなられて相続が生じた場合、財産を相続した方が「相続人」として納税義務を負うことになります。相続人の内の代表者お一人（相続人代表者といいます。）に納税通知書を送付していますので、相続人代表者を定めて、「相続人代表者指定届出書」を提出してください。

申請書等
- 相続人代表者指定（変更）届出書

持ち物
- 故人の本人確認書類
- 窓口に来られる方の本人確認書類

受付窓口
- 課税課　4階　22～24番窓口

期　限
- 速やかに

その他
- すでに納税通知書が届いている場合は、相続人代表者指定届出書の提出が不要な場合があります。（給与や年金からの天引きがない、税額変更がない、非課税等）
  詳細は担当に確認してください。

〈問い合わせ先〉
課税課課税担当　大森地区　☎03−5744−1194
調布地区　☎03−5744−1195
蒲田地区　☎03−5744−1196

B 住民税（特別区民税・都民税）の納付（未納がある場合）

手続きの説明

住民税は1月1日に住民登録がある方に課税されます。
お亡くなりになった方に、住民税の未納がある場合には、相続人の方に納付義務が生じます。

申請書等
-

持ち物
- 納付書等通知書番号の分かるもの、または故人の本人確認書類
- 窓口に来られる方の本人確認書類
- （窓口に来られる方が別世帯の場合）相続人であることがわかる書類

受付窓口
- 納税課　4階　15番窓口

期　限
- 速やかに

〈問い合わせ先〉
納税課収納推進担当　整理大森 ☎03-5744-1200
整理調布 ☎03-5744-1201
整理蒲田 ☎03-5744-1202
整理区外 ☎03-5744-1203

C 126cc以上のバイク・普通自動車の廃車や名義変更

手続きの説明

126cc以上のバイク・普通自動車の納税義務者の方がお亡くなりになった場合には、廃車や名義変更をしてください。

申請書等
-

持ち物
- 手続きの種類や車種によって、必要なものが異なります。お問い合わせください。

受付窓口
- 東京運輸支局

期　限
- 速やかに

〈問い合わせ先〉
東京運輸支局　☎050−5540−2030
品川区東大井一丁目12番17号

A 125cc以下のバイク・小型特殊自動車の廃車や名義変更

手続きの説明

125cc以下のバイク・小型特殊自動車の納税義務者の方がお亡くなりになった場合には、廃車や名義変更をしてください。

申請書等

- 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書
  ※窓口に用意してあります。

持ち物

- ナンバープレート
- 標識交付証明書
- 納税義務者との続柄がわかる書類（戸籍謄本の写しなど）

※相続人以外の第三者の方が手続きをする場合には、上記書類のほか、相続人からの委任状が必要です。

受付窓口

- 課税課　4階　21番窓口
  廃車については、蒲田東を除く特別出張所（区内17か所）でも受付しています。

期　限

- 速やかに

〈問い合わせ先〉
課税課課税担当（庶務・諸税）　☎03−5744−1192

B 軽四輪の廃車や名義変更

手続きの説明

軽四輪の納税義務者の方がお亡くなりになった場合には、廃車や名義変更をしてください。

申請書等

-

持ち物

- 手続きの種類や車種によって、必要なものが異なります。お問い合わせください。

受付窓口

- 軽自動車検査協会

期　限

- 速やかに

〈問い合わせ先〉
軽自動車検査協会　☎050−3816−3100
港区港南三丁目3番7号

預けて安心！自筆証書遺言書保管制度 ②

あなたの大切な遺言書を
法務局（遺言書保管所）が守ります。

詳しくは法務省のホームページ
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html
東京法務局　☎03-5213-1234
千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎

遺言書が見つかったら検認手続きが必要です。 ③

封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いの上、開封しなければならないことになっています。

詳しくは裁判所のホームページ
https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_17/index.html
東京家庭裁判所　☎03-3502-8331
千代田区霞が関一丁目1番2号

※公正証書及び保管制度で保管された遺言書は、検認は不要です。